

別添 1

沖縄振興公共投資交付金における大規模修繕等の取扱いについて

1 対象事業

区 分	内 容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 施設の模様替	① 狭溢な居室を入所者の新しい処遇のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事 ② 居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 介護用リフト等特殊付帯工事	既存施設について別添 7 「沖縄公共投資交付金における介護用リフト等特殊付帯工事の取扱いについて」（以下「介護リフト等特殊付帯工事費補助金実施要綱」という。） 2 により整備する工事
(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	① 都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等 ② 地震防災対策上必要な補強改修工事 ③ 緊急災害時用の自家発電設備の整備
(9) 生産設備近代化整備	既存施設について別添 8 「生産設備の近代化整備にかかる国庫補助の取扱いについて」（以下「生産設備近代化整備交付要綱」という。） により建物に固定して一体的な設

	備を整備するための工事
(10) 短期入所事業 改修整備	短期入所事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、短期入所事業の基盤整備を図るための改修工事
(11) 障害福祉サービス事業等改修整備 （（10）の事業を除く。）	障害福祉サービス事業等を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、障害福祉サービス等の基盤整備を図るための改修工事
(12) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

(注) 1 施設とは、社会福祉施設等施設整備費補助金の対象施設をいう。

ただし、1の(4)の②の事業については、入所施設とする。

2 一定年数は、おおむね10年とする。

2 補助基準

- (1) 原則として1施設の総事業費が次により算出された金額以上（ただし、1の(7)の事業については、介護リフト等特殊付帯工事費補助金実施要綱に定める基準額の範囲内、1の(9)の事業については、生産設備近代化整備交付要綱に定める基準額の範囲内）のものであり、かつ、これにより算出された額が1,000万円に満たない場合は、1,000万円以上のものとする（ただし、入所施設以外の施設については、500万円以上のものとする。）。

施設延面積（九州厚生局長が必要と認めた面積）×4,000円

ただし、アスベスト処理工事については、入所施設にあっては原則として総事業費が100万円以上、通所（利用）施設にあっては30万円以上のものとし、1の(8)の事業については、原則として総事業費が500万円以上のものとし、1の(10)の事業については、30万円以上600万円以内（ただし、短期入所事業以外の施設（以下、「本体施設」という。）の改修と一体的に改修工事を行う場合は、本体施設の一部とみなして本体施設に係る補助基準を適用）のもの、1の(11)の事業については、30万円以上500万円未満のものとする。

(2) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。

(3) 設計の不備又は工事施行の粗漏に起因したものではないこと。

3 基準価格

次のいずれか低い方の価格を基準とする。

- (1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り
- (2) 工事請負業者の見積り

別添 2

沖縄振興公共投資交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて

第1 スプリンクラー設備

1 対象事業

既存施設において、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）及び同法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基づいて設置するスプリンクラー設備の整備事業

2 対象施設

- （1）入所施設（当該施設に併設する短期入所事業所を含む。）
- （2）入所施設以外の施設については、スプリンクラー設備を設置することを要しない部分以外の床面積（以下「床面積」という。）が6,000㎡以上の場合

3 国庫補助基準単価

1㎡当たり20,700円とする。ただし、入所施設にあって、延べ床面積1,000㎡以上の平屋建の場合は、1㎡当たり39,300円とする。

また、スプリンクラー設備等を設置するにあたり、水道口径や水圧が不十分である場合等に、パッケージ型の消火ポンプユニット等を設置する場合には、1施設当たり3,090,000円を加算する。

4 国庫補助対象面積

施設の延べ床面積を上限として九州厚生局長が必要と認めた面積とする。

5 その他

- （1）スプリンクラー設備整備に要する経費についての地方債の取扱いについては、消防法及び同法施行令の規定により設置を義務付けられていないものについても起債の対象とされること。
- （2）スプリンクラー設備の代替えとしての性格を有するパッケージ型自動消火設備においても同様の取扱いとすること。

ただし、次の条件のいずれかを満たす場合についてのみ認められるものであること。

ア 水源やポンプ室等の設置が土地の制約上困難な場合

イ 建物の構造上配管工事が困難である場合

ウ スプリンクラー設備の設置工事により、入所者処遇等に相当な困難を生じる

ことが認められる場合

エ その他上記以外にスプリンクラー設備の設置が相当困難と認められる場合

第2 屋内消火栓設備

1 対象事業

既存施設において、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）及び同法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基づいて設置する屋内消火栓設備の整備事業

2 対象施設

消防法施行令第11条に基づき屋内消火栓設備の設置を要する施設（消防法令等が改正されることに伴い新たに必要となる施設を含む。）

3 国庫補助基準単価

（1）消防法施行令第11条第3項第1号イからへまでに掲げる基準による屋内消火栓設備を設置する場合

ア 基準単価

（基本額） （㎡当たり加算額）

501万円以内 + 2,000円／㎡以内

イ 屋内消火栓箱設置数による加算

屋内消火栓箱については、当該設備を設置する個数に259千円以内の額を乗じた額を加算する。

ただし、特別の事情がある場合を除いて前記アによることが望ましいこと。

（2）パッケージ型消火設備を設置する場合

基準単価

当該設備を設置する個数に388千円以内の額を乗じた額

4 国庫補助対象面積

施設の延べ床面積を上限として九州厚生局長が必要と認めた面積とする。

5 その他

屋内消火栓設備整備に要する経費についての地方債の取扱いについては、消防法及び同法施行令の規定により設置を義務付けられていないものについても起債の対象とされること。